

# 受給者だより

Vol.37

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成21年11月

## CONTENTS

事業状況	平成20年度決算等のお知らせ……………1
	平成21年3月末現在の事業状況 ……3
年金受給コーナー	現況届の提出／住所・受取機関の変更／ 失業給付受給中の方へ／在職中65歳になったら……………4
解説	年金にかかる住民税の特別徴収について……………5
	年金と税金……………6
健康情報	新型インフルエンザから身を守る……………7

## 平成20年度決算等のお知らせ

当基金の平成20年度決算等が、去る9月16日に開催された第94回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

## 平成20年度決算

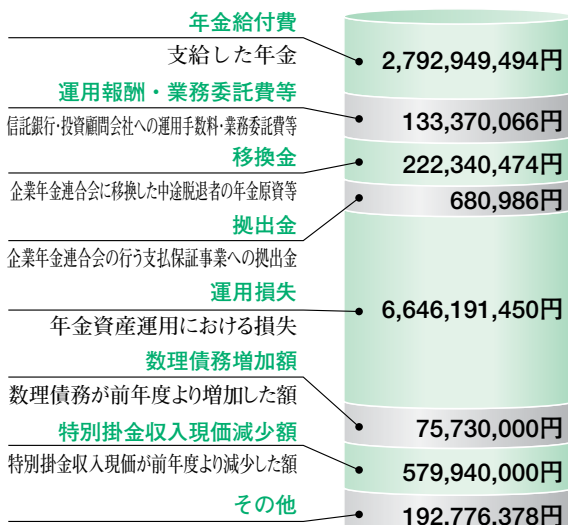
### 年金経理

年金給付や年金資産の管理運用などを行う経理です。  
資産額は時価により表示しています。

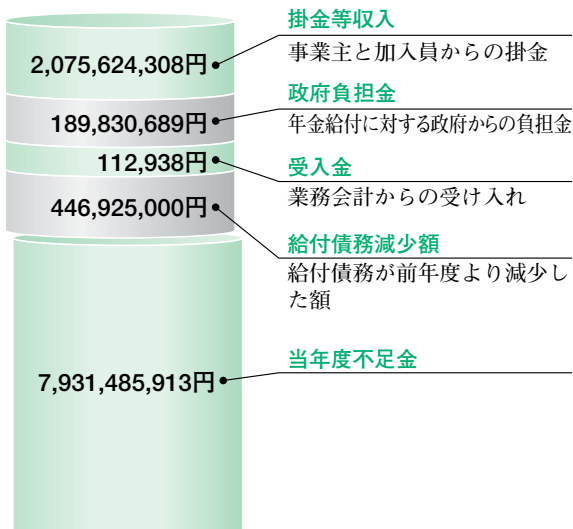
### ●平成20年度の収支状況（損益計算書）

（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

費用勘定 10,643,978,848円



収益勘定 10,643,978,848円

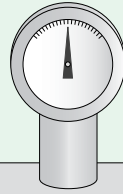


## ●資産と負債の状況(貸借対照表)

資産勘定 41,789,197,795円

負債勘定 41,789,197,795円

年金資産 23,403,219,326円  
 信託資産 23,015,497,644円  
 預貯金等 387,721,682円  
 特別掛金収入現価 6,874,758,000円  
 繰越不足金 3,579,734,556円  
 当年度不足金 7,931,485,913円



給付債務 40,900,665,000円  
 数理債務 6,726,376,000円  
 最低責任準備金 34,174,289,000円

支払備金等 888,532,795円

(平成21年3月31日現在)

## 平成20年度 積立水準の検証

基金では、財政の健全性をチェックするために、毎決算時に年金資産の積立水準の検証を行っています。積立水準の検証には、①積立水準が必要額に達しているかどうか(継続基準の財政検証)、②加入員の年金受給権が確保されているかどうか(非継続基準の財政検証)の2つ

の観点から行われます。当基金の平成20年度末の財政検証は、継続基準、非継続基準ともに抵触する結果となりましたが、経済環境が悪化している中、掛金の引き上げは難しい状況であることから、厚生労働省による「財政運営の弾力化措置」の「掛金の2年間引上げ猶予」を適用することに決定されました。条件である「長期運営計画の策定」を行い、厚生労働大臣あてに提出する予定であります。

区分	当基金の積立水準		基準値	
継続基準	純資産額	22,514,687千円	1.00以上	
	責任準備金	34,174,289千円		
非継続基準	代行給付について	純資産額	22,514,687千円	1.05以上
		最低責任準備金	34,174,289千円	
	給付の全体について	純資産額	22,514,687千円	0.90以上 (平成24年度以降1.00以上)
		最低積立基準額	45,277,157千円	

## 業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。事業の運営にあたっては経費の縮減に努めました。

損益計算書(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

貸借対照表(平成21年3月31日現在)

費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	41,994,278円	掛金収入	82,859,094円	現金・預貯金	134,948,306円	引当金	6,282,300円
代議員会費	407,375円	延滞金	1,322,600円	未収事務費掛金	8,597,592円	繰越剰余金	124,358,538円
機械処理経費	4,424,287円	受取利息及び配当収入	336,158円	未収金	2,732,300円	当年度剰余金	35,755,294円
繰入金	112,938円	雑収入	13,980円	有価証券	19,998,000円	合計	166,396,132円
雑支出	1,580,314円	合計	84,531,832円	前払金	119,934円		
その他	257,346円			合計	166,396,132円		
当年度剰余金	35,755,294円						
合計	84,531,832円						

## 業務経理・福祉施設会計

種々の福祉施設事業を行う会計です。業務会計同様、経費の縮減に努めました。

損益計算書(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

貸借対照表(平成21年3月31日現在)

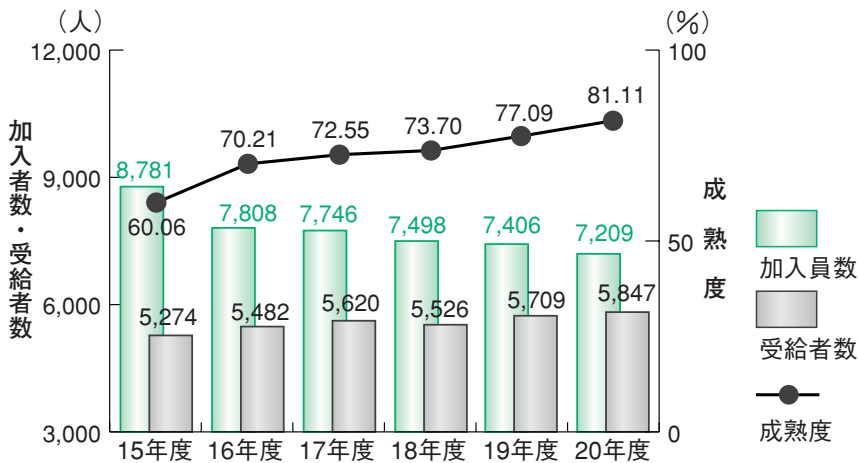
費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	6,439,138円	受取利息及び配当収入	1,736,941円	預貯金	50,241,940円	引当金	50,798,156円
繰入金	325,500円	雑収入	12,600円	未収福祉施設掛金	12,210円	基本金	960,865,524円
福祉給付金	1,400,000円	当年度不足金	10,530,041円	有価証券	472,769,376円		
雑支出	4,084,246円	合計	12,279,582円	固定資産	478,110,113円		
その他	30,698円			当年度不足金	10,530,041円		
合計	12,279,582円			合計	1,011,663,680円		

# 事業状況

## 平成21年3月末の事業状況

		対前年度・増減
事業所数	240事業所	△1事業所
加入員数	7,209人(男子 4,983人 女子 2,226人)	△197人
平均標準給与月額	308,213円(男子 343,110円 女子 230,093円)	△3,907円
年金受給権者数	5,847人(男子 3,907人 女子 1,940人)	138人
平均年金額	494,613円(男子 595,545円 女子 291,345円)	8,946円
慶弔金支給件数・額	95件 140万円	0件 △45万円

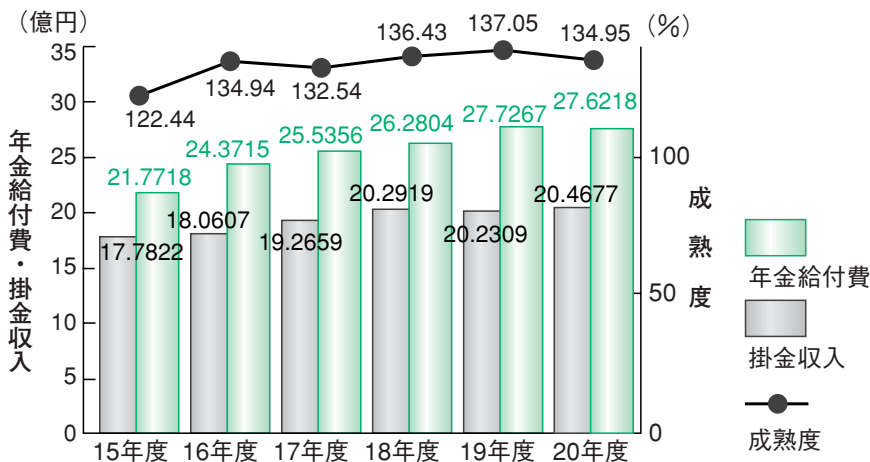
### ● 成熟度(受給者数/加入員数) 81.11%



● 成熟度とは  
年金制度の状況が、どの程度のレベルであることを示す概念です。通常は、毎年の掛金の収入額に対する給付総額の割合や、受給者数の加入員数に対する割合で表します。

※平成20年度の状況は加入員1.23人で受給者1人を支える状況です。

### ● 成熟度(年金給付費/掛金収入) 134.95%



(注) 平成20年度の掛金収入には、脱退事業所からの特別掛金は含んでいません。

※平成20年度の年金給付費は掛金収入の約146%に相当する状況です。

# 年 金 受 給 コ ー ナ ー

## 誕生月には「現況届」を忘れずに基金へ提出してください。

「現況届」は、年金を引き続き受けるために、毎年提出していただく大切な書類です。国の「現況届」は原則として提出が不要となりますが、基金への提出は引き続き必要となります。提出されなかった場合、年金の支払いが一時差し止めとなりますのでご注意ください。

- 現況届の用紙は、誕生月の前月末頃に送付いたします。
- 現況届の用紙に、受給者本人が記入し当基金へ提出してください。

※市区町村の証明は不要です。

※ご本人が署名できない場合は、親族の方の署名でも結構です。この場合は「代理人署名欄」にご記入ください。

## 住所や年金の受け取り場所の変更には「異動届」の提出が必要です

受給者の方が住所を変更したときや年金の受取金融機関を変更される場合は、「受給権者異動届」を提出してください。

- ※「受給権者異動届」の用紙が必要なときは、当基金までご連絡ください。  
受け取り銀行等の変更の際は金融機関の証明印を受けてください。

## 失業給付（基本手当）を受給中は、基金の年金は全額停止となります。～雇用保険受給資格者証（写し）の提出～

65歳未満で退職された方については、雇用保険の失業給付（基本手当）を受けている場合は、年金の支払いは全額停止となります。

国から厚生年金を受けている方についての雇用保険の情報は、公的機関からの提供を求めています。情報提供の時期などにより、年金の払い過ぎが発生したり、停止の解除の時期が遅れるなど、ご迷惑をおかけすることがあります。

ハローワーク（職業安定所）に求職の申し込みをされたときや、失業給付（基本手当）の受給が終了したときは、当基金へのご連絡をお願いいたします。ご連絡にあたりましては「雇用保険受給資格者証」の写し（全記録）をご提出くださいますようお願いいたします。

## 65歳を迎えられる方へ ～支給繰下げ請求に係る申立書の提出について～

平成19年4月より老齢厚生年金・老齢基礎年金では、支給繰下げ制度が実施されたことにより、国の厚生年金を一部代行している当基金においても国と同様に支給繰下げ制度を実施しております。

老齢厚生年金・老齢基礎年金を65歳から引き続き受給するか、または66歳以70歳までの希望するときまで受給を繰り下げて（支給を遅らせて）受給するか、本人の意思確認が必要になるため、65歳のお誕生月の前月末までに当基金より「支給繰下げ請求に係る申立書」を送付いたしますので、期限までに必ずご提出くださいますようお願いいたします。

申立書の提出がない場合、年金の過剰払いが発生することがございますので、提出されるまでの間、年金を一時差し止めさせていただく場合がございますので、ご注意ください。

65歳以上の年金受給者の方へ

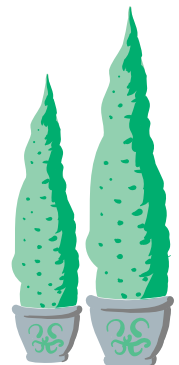
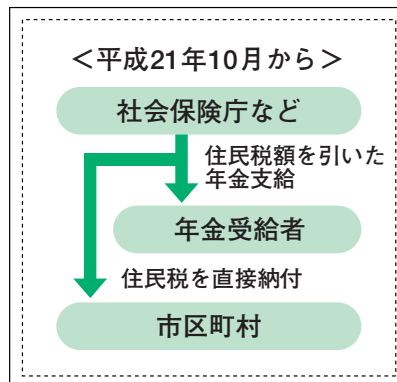
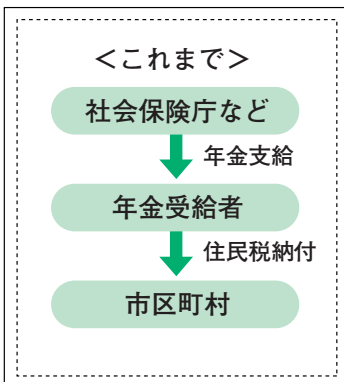
# 10月から年金にかかる住民税が 国民年金から特別徴収されます



地方税法の改正に伴い、これまで納付書や口座振替で納付していた年金所得にかかる住民税（都道府県民税・市区町村民税）が、国民年金（老齢基礎年金）から自動的に徴収されるようになります。

- 対象者**……………平成21年4月1日現在で65歳以上の年金受給者で、住民税を納める必要がある方。
- 住民税の額**……………昨年の年金所得（老齢基礎年金・老齢厚生年金・基金の年金の合計）から計算された住民税の金額。  
\*給与や不動産など年金以外の所得にかかる住民税については、従来通りに納付します。
- 住民税が徴収される年金**…国民年金から徴収されます。  
\*企業年金基金からの引き落としはありません。
- 徴収方法**……………上半期（4月・6月・8月）に支給される国民年金からは、前年度の下半期の特別徴収額の3分の1ずつが仮徴収され、下半期（10月・12月・2月）に支給される国民年金からは、年税額から上半期の仮徴収額を差し引いた額の3分の1が本徴収されます。  
特別徴収を開始する本年度、または新たに対象者となった年度は、上半期分は納付書や口座振替で納付し、下半期分を特別徴収で納付することになります。

期 別	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度の下 半期の額の1/3	前年度の下 半期の額の1/3	前年度の下 半期の額の1/3	（年税額－仮 徴収額）の1/3	（年税額－仮 徴収額）の1/3	（年税額－仮 徴収額）の1/3



国と基金の年金については、雑所得として所得税がかかり、その支払期ごとに源泉徴収されます。ただし、年金額が一定以下の場合、源泉徴収されません。

## ●年金給付には所得税がかかる

国の老齢基礎年金・老齢厚生年金・特別支給の老齢厚生年金、基金の年金など、老齢（退職）を支給事由とする年金給付は、所得税法上の規定により「公的年金等に係る雑所得」として課税の対象となります。

なお、国の障害年金や遺族年金については、非課税となっています。

## ●年金の源泉徴収

年金の支払を行う社会保険庁や基金では、支払期月ごとにあらかじめ所得税を源泉徴収して、受給者に支払っています。ただし、年金額（年金支払額）が右の表の一定額に満たないときは、源泉徴収が行われません。

	65歳未満	65歳以上
国の年金	108万円	158万円
基金の年金	108万円	80万円

※受給者の年齢については、その年の12月31日現在でみます。

## ●扶養親族等申告書の提出

源泉徴収の対象となる人で、公的年金等控除、配偶者控除などの各種控除を受けるためには「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する必要があります。ただし、国と基金など2つ以上の年金を受けている人や、年金のほかに給与所得などがある人などは、控除の重複を避けるために、いずれか一方（例えば、社会保険庁）へ申告してください。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は、毎年11月中旬頃に社会保険庁から送付されますので、12月の指定された期限までに提出してください。

なお「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していない場合は、一律に7.5%の税金が源泉徴収されます。

## ●確定申告での清算

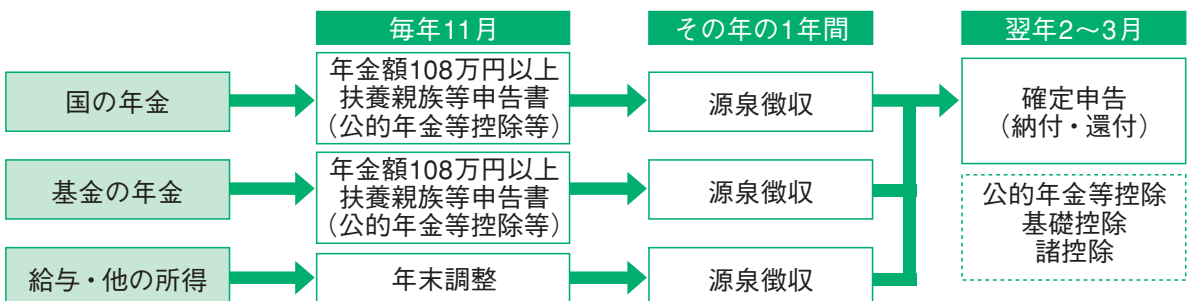
2ヵ所以上から年金を受けている人や、年金以外に給与所得などがある人は、確定申告を行い清算をする必要があります。税額に不足があれば納税し、納めすぎであれば還付を受けることができます。また、確定申告を行えば、住民税の申告も同時に行われるしくみであるため、個別に手続きを行う必要はありません。

なお、年金だけの収入で配偶者のある人は、65歳未満で156万円、65歳以上で201万円までは課税されないことになっています。

## ●源泉徴収票について

国（社会保険庁）、基金とも1月下旬までに源泉徴収票が受給者あてに送付されます。この源泉徴収票は、確定申告の際に必要となりますので大切に保管してください。

## 年金にかかる税金について ～申告から納付まで～



※源泉徴収は、65歳以上の人の場合は、国の年金158万円以上、基金の年金80万円以上の人を対象となります。

→年金にかかる税金についての詳細は、最寄りの税務署へお尋ねください。

# 新型インフルエンザから身を守る

豚から発生した新型インフルエンザが全世界に拡大中です。また、より毒性の強い鳥インフルエンザの発生も危惧されています。いざという時にパニックに陥らないよう、確かな知識で予防・対処しましょう。



## まずはしっかり予防

### ● 普段の生活で

新型インフルエンザ予防の基本は、季節のインフルエンザや他の病気と同じように、規則正しい生活をして抵抗力の高い体をつくることです。そのためには、バランスのいい食事や適度な運動が効果的。運動は、ウォーキングなど自分のペースでできるも

のから始めましょう。

帰宅後の手洗い・うがいは流れ作業のようにこなすのではなく、毎日しっかりと続けてください。また、部屋の室温を20℃、湿度を60%程度に調節すると、ウイルスの活動を弱められます。

### ● 外出するときに

外出時にはマスクを着用しましょう。また、最近ではスーパーマーケットや図書館等の施設に消毒液が用意されていることも多いので、出入りの際に利用するといいいでしょう。本格的に流行し始めたの

であれば、外出は控えたほうが安全です。

海外旅行を予定されている方は、旅行先にインフルエンザが流行していないか確認し、もし流行しているのであれば延期をおすすめします。

## もしも感染したときは

### ● 冷静に行動する

新型インフルエンザへの感染が疑われるようなら、家族間での感染を防ぐためにお互いマスクをして、

できるだけ一緒の部屋にいないようにします。その後で病院に電話をして、専門医に相談してください。

### ● 家庭での看病方法

診察の結果、自宅で療養することになった場合のポイントです。

#### ● 熱を下げる

氷まくらや保冷剤などで首、脇の下、足のつけねなど、大きな血管の近くを冷やしましょう。

#### ● 水分・栄養を補給する

スポーツドリンク等で十分に水分を補給します。1日2ℓが目標で、最低でも1.5ℓは必要です。また、消化がよいもの（おかゆ、果物の缶詰、スープなど）

で栄養を摂りましょう。

#### ● 換気・加湿をする

1時間に数回換気をします。湿度は60%くらいが目安です。

#### ● 二次感染を防ぐ

患者の使った衣類や食器は家族のものとは別々にしましょう。またマスクやティッシュなどのゴミは、直接触れずにビニール袋に入れて廃棄してください。

呼吸が苦しいなど症状が悪化した場合は、すぐに受診した医療機関や119番に連絡してください。

新型インフルエンザのより詳しい情報・対応方法は、以下のホームページ・電話窓口で

■ 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

■ 国立感染症研究所 感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

■ 厚生労働省 電話相談窓口 03-3501-9031

## 代議員交代のお知らせ

平成21年6月1日付けで七島徹氏（柏洋硝子株式会社）が、当基金の選定代議員に就任されました。

## ● ガラス基金ホームページ ●

東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。ホームページの開設内容は以下のとおりです。皆さん、是非ご利用ください。

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

### 開設内容

- 基金の概要
- 規約と規程
- 予算と決算
- 給付のしくみ
- 年金のご相談  
(24時間)
- 基金の現況
- 広報誌関係
- 各種届出様式
- 掛金額表etc

ガラス基金のホームページへようこそ！

### 東日本硝子業厚生年金基金

East of Japan Glass Industrial Employee's Pension Fund

最新情報・ニュース・お知らせ

■ 第9回0回代議員会が開催されました。  
平成18年度決算等を審議する第9回0回代議員会が9月25日開催され、提出議案について議案審議が行われ、異案とあり議決一致で可決されました。議案事項は次のとおりです。  
1. 平成18年度決算(案)及び決算監査結果について  
2. 平成18年度不足金処理・剰余金処分(案)について  
3. 積立水準の回復計画(案)について  
4. 財政再計算結果及びその対応について  
5. 別途積立金の取崩し(案)について  
6. 規約・規程の変更(案)について

平成18年度決算書 再計算結果と対応

■ 年金相談についてのお断り  
延滞、電話でもお答えしてあります。年金額などの相談につきましては、個人情報保護を目的から今後は書面にて回答させていただきます。また、事業所のご担当者の方と第三者の方からお問い合わせの際は、必ずお名前を明記してください。

東日本硝子業厚生年金基金  
〒130-0026 東京都墨田区両国4-36-6 ガラス当り3階  
TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

お断りはこちらへ  
お断りはこちらへ

「年金はいくらもらえるの?」「在職老齢年金ってどういうもの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

## 年金相談コーナー

来所、ファクシミリ、手紙、

当基金ホームページ等によりご利用ください。

TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

E-mail [info@glskkn.com](mailto:info@glskkn.com)

